

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準

(住宅用防災機器)

- 第30条の2 住宅（法第9条の2第1項に規定する住宅をいう。以下この章において同じ。）の関係者（住宅の所有者、管理者又は占有者をいう。）は、次条及び第30条の4に定める基準に従つて、次の各号のいずれかの住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。（ほ）
- (1) 住宅用防災警報器（令第5条の6第1号に規定する住宅用防災警報器をいう。以下この章において同じ。）（ほ）
 - (2) 住宅用防災報知設備（令第5条の6第2号に規定する住宅用防災報知設備をいう。以下この章において同じ。）（ほ）

【解説】

本条は、法第9条の2の規定に基づき、住宅に設置し、及び維持すべき住宅用防災機器として、住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備を定めたものである。

これらは、従来から普及を進めている「住宅用火災警報器」及び「住宅用自動火災報知設備」を法制度上の名称としたものである。

1 「住宅用防災警報器」とは、消防法施行令第5条の6第1号に規定する住宅用防災警報器で、住宅（法第9条の2第1項に規定する住宅をいう。）における火災の発生を未然に又は早期に感知し、及び報知する警報器（煙を感知するものに限る。）であつて、感知部及び警報部等が一つの機器として構成されているものが通例である。

「住宅用防災報知設備」とは、消防法施行令第5条の6第2号に規定する住宅用防災報知設備で、住宅における火災の発生を未然に又は早期に感知し、及び報知する火災報知設備（煙を感知するものに限る。）である。感知器、中継機、受信機及び補助警報装置から構成される警報設備であり、住宅において、火災により生じる煙を自動的に感知し、火災信号を直接又は中継器を介して受信機に送信し、火災発生場所の表示及び警報を行う設備である。

これらは、火災により発生する燃焼生成物（いわゆる「煙」）を感知し、住宅内部に存する者に対し、音又は音声などの警報音あるいはその他の方法により警報を発する機器である。

2 第3章の2の規定は、平成18年6月1日から施行され、既存の住宅については、5年間適用しないこととされている。つまり、既存の住宅は、平成23年5月31日までに設置が必要となる。

3 共同住宅等で住宅用防災警報器等の設置が必要な防火対象物であっても、住宅用防災警報器等についての完成検査等は不要である。

4 第2号の住宅用防災報知設備について、それらを構成する感知器、中継器及び受信機は令第37条に規定する検定対象機械器具に該当し、検定対象機械器具等について定められた法第21条の2第2項の技術上の規格に適合し、法第21条の9に定める表示を付さなければならない。